

<発言者>

<項目・内容>

委員長

1 公安委員長挨拶

「本日は東日本大震災から10年目の節目であり、また、県警察では第1次異動が発令され、新メンバーでの定例会となる。『人間万事塞翁が馬（じんかんばんじさいおうがうま）』ということわざについて話したい。人間には、災いと福が予期せぬことで流転して回ってくるもので、世間では往々にしてこうしたことがあるという話である。このことわざをどう捉えるか。ほとんどの方が新しい任務、新しい環境であり、最初は不安などネガティブな感情もあると思うが、必ずポジティブな気持ちに変化していく。こう捉えることが、このことわざの本来の意味ではないか。今まで流れてきた県警察の良好点を引き継ぎ、最初はうまくいかずとも、工夫して努力すれば必ず良いことがある。しっかり受け止めていただき、御活躍に期待する。」旨の発言があった。

警察本部

2 議題

(1) 鳥根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則（案）

「令和3年春の組織改正及び人員配置の見直しに伴い、定員の部内配分を改正する。大きな改正として、巡査を警察本部では146人から166人に増員し、警察署では360人から340人に減員し、警察官以外の職員を警察本部では226人から248人に増員し、警察署では97人から75人に減員する。そのほか、警視、警部及び巡査部長の配分をそれぞれ変更し、警察本部の定員を750人から793人に増員し、警察署の定員を1,085人から1,042人に減員するものである。本改正では、県民の安全を確保するため、警察職員の集中運用を図った結果として本部が増員となる。3月30日に公布し、4月1日から施行としたい。」旨の説明があり、原案のとおり決定した。

委員

[意見]「集中運用については報告を受け、承知している。人材の効果的な登用、運用を進め、スムーズな警察運営が行われることを期待する。」

委員

[意見]「適材適所に配置することとし、改正案のとおり進めてほしい。」

委員

[意見]「案のとおり、改正し進めてほしい。」

(2) 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域

に関する規則の一部を改正する規則（案）

警 察 本 部

「地域自治区の設置期間満了に伴い、令和3年4月1日から鹿足郡吉賀町柿木村の住所表示が変更となることから、津和野警察署柿木駐在所の位置及び所管区の区域名を変更する。例として、『吉賀町柿木村柿木』と表示していたところ、令和3年4月1日から『吉賀町柿木』と表示する。3月30日に公布し、4月1日施行することとしたい。」旨の説明があり、原案のとおり決定した。

委
委
員

員 [意見]「改正することを承知した。案のとおりで良い。」

員 [意見]「改正について承知した。」

員 [意見]「案のとおりでよろしい。」

3 報告

(1) 令和2年中における被疑者取調べ監督の実施状況等

警 察 本 部

「適正な取調べを推進するため、取調べに係る不適正行為につながるおそれがある行為を監督対象行為として規定し、被疑者取調べを監督している。令和2年中、全国では机の側板を蹴る有形力行使等17件の監督対象行為が発生している。当県では、監督対象行為の発生及び被疑者取調べに係る苦情の申出はなかった。取調べ状況の調査は1件行ったが、監督対象行為は認められなかった。今後も監督対象行為の絶無を期すため、SA試験を通じた理解度の検証、教養資料の発出、ロールプレイング方式等の参加型教養により制度の理解を深める教養を推進する。」旨の報告があった。

委
員

員 [意見]「物理的な取調べ監督方法にも配慮するとともに、個々の教養を高め、特に人権を侵害する言動等がないように推進してほしい。また、取調べ官となる職員については、実践を積みながら教養を身に付ける必要がある。さらには、発達障がい等を有する被疑者とのコミュニケーションが難しいケースも予想される。今後も監督対象行為が発生しないよう、教養の徹底をお願いする。」

委
員

員 [意見]「取調べ室以外の場所で取調べを行う場合は、内部の様子が確認しにくいので、監督方法の検証を続けてほしい。ロールプレイング等によるシミュレーション教養をしっかりとやり、取調べの本番に役立ててほしい。」

委
員

員 [意見]「取調べは厳しいもの、とっていたが、今は時代に合わせた配慮ある取調べになり、被疑者も話しやすくなっているのではないか。教養に関し、グループ討議という手法は、私も様々

な会議で体験しているが、良い方法であるので継続、拡大して
いってほしい。」

(2) 留置施設視察委員会の令和2年度活動状況

警 察 本 部

「留置施設視察委員会は4人の委員で構成されている。令和2年度は、隠岐の島警察署等6警察署留置施設を視察し、各施設の概況説明後、施設内の視察、被留置者との面接をしてもらった。衛生環境が整った良好な施設が評価されたほか、面会室、事務室等が狭い施設の改善について意見があった。令和2年7月1日には、令和元年度の視察結果を踏まえた意見書が提出され、電気カミソリの個人貸与や通訳機の導入等について意見を受け、措置しており、その概要は県警ホームページにおいて公表している。令和2年度の島根県留置施設視察委員会会議は、第1回は書面会議により年間活動計画等を策定した。第2回は令和3年2月4日、松江警察署において開催し、令和2年度中に実施した6警察署の視察結果について協議がなされ、本年6月頃に意見書を提出する方針を確認した。」旨の報告があった。

委 員

[意見]「私も視察した際、構造上の課題を感じる施設もあったので、建替時に改善してほしい。また、カミソリの個人貸与等について、委員会の意見を受けてすぐに措置することは大切なことである。被留置者の人権に配慮することも大事なことである。」

委 員

[意見]「施設の視察を通じて、水回り等の改善例も実感している。一方、施設内での自然死や自傷行為には懸念が残る。施設が良くなってもこうした不測の事態も起こるので、未然防止できるよう、対応してほしい。」

委 員

[意見]「建替で対策可能な施設は対策するとともに、新型コロナウイルス感染症についても、引き続き対策を進めてほしい。」

警 察 本 部

[説明]「自傷行為等への注意は必要なことであり、平素から対策は講じているが、引き続き対策を重ね、発生がないように努める。」

(3) 特殊詐欺被害者アンケートの実施結果

警 察 本 部

「特殊詐欺被害防止への課題を明確にし、今後の対策に反映するため、特殊詐欺被害者アンケートを実施した。令和2年中に認知した特殊詐欺の被害者を対象とし、40人から回答を得た。主な結果として、特殊詐欺に対してどう思っていたか、については、『絶対だまされない』が30%、『多分だまされない』が37%で合わせて67%であり、その理由は、『知らない電話に出ない』が56%、次いで『自分に関係ない』が33%であった。被害前に行っていた

被害防止対策については、『行っていなかった』が50%であり、その理由は、『詐欺電話がかからないと思っていた』が55%、次いで『対策が分からなかった』及び『だまされない自信があった』が25%であった。現金などを支払う前に声をかけられたか、については、『声をかけられていない』が67%、『声をかけられた』が31%であった。アンケートの結果を踏まえ、今後は『心理学から学ぶサギ撃退講座』の推進による当事者意識の醸成、具体的な被害防止対策を広報啓発するなどの対策を推進し、更なる被害防止に努める。」旨の報告があった。

委員 [意見]「多くの県民が本結果同様、『自分は被害には遭わない』とか、『対策が分からない』と感じているのではないか。こうして数値を元に対策を練ることも必要であり、今回のように、アンケートを行い、実態を把握できていることは意味がある。施策に反映されるよう活用してほしい。」

委員 [意見]「コロナ禍で外出機会も減っているため、様々な広報媒体を活用し、チラシなどを送り続けると良いのではないか。見てもらうこと、目に付くところに貼ることなどが未然防止につながる。本結果を有効活用し、更なる被害防止に役立ててほしい。」

委員 [意見]「特殊詐欺以外にも、電話での物品販売やサービス案内にも詐欺まがいのものがある。電話対策は、誰もが気を付けなければならぬと感じている。」

警察本部 [説明]「県民に対するアンケートとしては、本年は島根県が行う『しまねwebモニター調査』にも、特殊詐欺に関する項目を盛り込み、意識調査を行う予定である。また、詐欺まがいの電話に関しては、消費者センターとも連携し、対策を推進する。」

(4) 「竹島の日」警備実施結果

警察本部 「竹島の日」警備実施結果について報告があった。

5 総括

本部長 「冒頭、委員長からも御発言があったように、本日は県警察幹部の異動があった。公安委員会定例会出席者では、本部長、警務部長を除く全員と、警察署では12署中11署で署長が異動し、大幅に体制が変わった。幹部それぞれが持つ長所と、それぞれのスタイルで強いリーダーシップを発揮してもらい、しっかりやってまいりたい。」旨の発言があった。